

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2020年12月21日

東京都作業部会確認年月日 2021年1月22日

事業名 観客シャトルバス（アクセシブル）

案件名 アクセシビリティに配慮が必要な観客輸送用シャトルの車両調達・運用等業務委託

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、大会中にアクセシビリティに配慮が必要な観客輸送用シャトルを円滑に運行するにあたって必要な事業である。 ・よって大会に必要な経費として、5/31の大枠合意に基づき、都内会場分については東京都が負担する事項と考える。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、アクセシビリティに配慮が必要な観客を輸送するための検討（需要精査や必要車両台数の精査）及びそれらを踏まえた運用計画案に基づき、大会期間中の車両運用及びアクセシブルシャトル乗降場（以下「乗降場」という。）の運営に必要な業務を委託するものである。 ・本事業は、東京2020大会におけるアクセシビリティに配慮が必要な観客の輸送に必要な事業であり、大会の成功には必須である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、複数の見積もりをとることにより、適正な単価を計上しており、一般的な市場価格からしても適正である。また、発注内容の精査による経費削減を行っており、効率性についても配慮している。 	

	納 得 性	・本件の契約にあたっては、「パートナー供給契約」を採用している。	
その他経費の内容等 が公費負担の対象と して適切なものであ ること		・大卒の合意で公費負担とされた、観客輸送に係る事業を実施するための経費であり、公費負担の対象として適切であると考えます。	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。